

平成18年度 上越教育大学学生募集要項

I アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

1 教育の理念・目的

上越教育大学は、21世紀の教育を担う中核的・指導的な教員の養成を目指しています。21世紀という時代に社会がどのように変化していくのかについては、様々なとらえ方が可能です。しかし、はっきりしているのはこれまで以上にあらゆる領域の変化が大きく、そして加速度的に速くなり、その変化に適切に対応することのできる能力の形成と個性の尊重が大きな社会的課題となっていく、ということではないでしょうか。そうした時代にあって、学校教育においても、これまでの知識や経験の枠組みでは十分に対応することが困難な課題や問題が生じてきています。

今、学校教育に求められているのは、様々な問題を的確に発見し、子ども一人ひとりの個性的な学びと生活に創造的に対応することができ、同時に、その解決を支援することのできる新しい形の指導力です。学校に、教員に、極めて高い専門性と自らを高める向上心が、今ほど求められているときはありません。

上越教育大学は、このような教員養成を使命として創設された新しい教育大学です。本学は、昭和53年の発足以来、若々しいエネルギーに満ちあふれ、大学院博士課程を備えたトップクラスの教員養成大学として成長しております。平成12年4月には更なる飛躍を目指して改革を行いました。この改革で、確かな実践的指導力を備えて、21世紀の教育の改善に寄与し、子どもの未来を切り開くことのできる人材を養成していきたいと、私たち上越教育大学は考えています。

本学の教育の理念・目的を理解した個性豊かな学生が多数入学し、恵まれた教育・研究環境の中でそれぞれの可能性を存分に追求しながら教職への夢を実現してほしいと願っています。

2 養成したい教員像

上越教育大学は、21世紀を担う教員像として、教育者としての使命感と教育愛に支えられた人間的な視野、更に深い学識と優れた技能に支えられた総合的な視野、この二つの視野を兼ね備えた教育の専門家を考えています。教員という職業は、豊かな人間性に支えられた専門職です。特にその専門性には、子どもたちの学習と生活を支援でき、そして人類の築き上げた文化を全体として理解・把握する、つまり、様々な学問分野の考え方を整理・統合し、人間の文化的営みを理解できる総合的な能力が求められています。

上越教育大学は、平成12年4月より着手した新たな教育課程によって、人間的な視野と総合的な視野に立った教育のスペシャリストを養成していきたいと考えています。

<参考>

専修・コースについての紹介

学生は、初等教育全般にわたる総合的な理解を深め、初等教育教員（小学校、幼稚園）として必要な資質能力を培うとともに、さらに特定の分野の専門性を深め、中等教育（中学校、高等学校）をも見据えて力量を高めることができるよう、次の各専修・コースを設けています。

学生は、2年次以降、本人の希望と1年次の成績に基づいて決定された専修・コース（分野）に所属し、その専修・コース（分野）に応じて、それぞれ所定の授業科目を履修することになります。

専修・コースの標準学生数及びその概要は次のとおりです。

専修	コース	標準学生数
学校教育専修	学習臨床コース	約20人
	発達臨床コース	約20人
幼児教育専修		約10人
教科・領域教育専修	言語系コース	約25人
	社会系コース	約15人
	自然系コース	約20人
	芸術系コース	約20人
	生活・健康系コース	約30人

1 学校教育専修

【学習臨床コース】

教育方法臨床、学習過程臨床、情報教育、総合学習の4つの教育・研究領域からなります。

(1) 概要

本コースでは、学校教育の課題のひとつを一人ひとりの子どもの学習を実現することととらえ、子どもの学習場面に臨みながら学習の過程と学習の成り立ちを適切に把握し、子どもが自己を確立・表現できるような教育活動を展開できるカリキュラム開発能力を備えた教員の養成をめざします。

そのために、実際に子どもとのかかわりをもちながら、一人ひとりの子どもの学習の実現のあり方を学ぶ科目が用意されています。

(2) 取得できる免許状

卒業に必要な単位(128単位)を修得することによって、小学校教諭一種免許状を取得できます。

その上に所要の単位を修得することによって、中学校教諭一種免許状(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語のいずれかを選択すること)、中学校教諭二種免許状、高等学校教諭一種免許状(国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、保健、家庭、英語のいずれかを選択すること)、幼稚園教諭一種免許状を選択して取得できます。

1 上越教育大学創設の趣旨・目的

上越教育大学は、1978年（昭和53年）10月1日に設置された国立の新構想教育大学です。本学は、我が国の教育大学及び学部が築き上げてきた教員養成の成果に立脚して、更に教育者としての使命感、人間愛、教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての深い理解、優れた教育技術など専門職としての高度な資質能力の養成といった新たな時代的かつ社会的要請に応えるために、創設されました。

上越教育大学は、このような新たな教員養成の構想に基づいて、教育の最も基本となる初等教育教員の養成を行う学校教育学部と学校教育の場における教育研究の推進者を養成する大学院学校教育研究科（修士課程）を備えています。学校教育学部は1981年（昭和56年）4月から学生を受け入れ、今日に至っております。

学校教育学部の教育課程は、上記の新構想の理念に基づき、特に教育実習の拡充を図るなど、本学独自の内容と方法を誇っております。本学卒業生は、創設から30年に満たない若い大学であるにもかかわらず、都道府県教育委員会等よりその実践的実力を高く評価されております。本学の教員採用率が近年トップクラスを占めていることは周知のことですが、その大きな背景には本学が新構想の教育大学であるということにあります。

1996年（平成8年）4月1日には、本学他3大学を構成大学とする「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）」が、教員養成系大学・学部としては初めて、設置されました。上越教育大学は、博士課程の設置をもって、学部、大学院修士課程と博士課程を擁する「教育総合大学としての体制」を整え、今日に至っています。

2000年（平成12年）4月1日には、新新構想に基づいた改革をスタートさせました。この改組によって、本学の教育・研究システムは、学部・大学院の連続学習を含む、他の大学・学部には類をみない全く新しい姿に変わりました。

そして、上越教育大学は、2004年（平成16年）4月1日に法人化され、学校教育に関する総合的・中核的な人材養成機関としてオンリーワンの特色を持つ大学として新たな一歩を踏み出しました。

上越教育大学は、21世紀において、我が国の教員養成と教育実践研究の拠点となることを目指しています。



学部の組織等

学校教育学部には、小学校教員及び幼稚園教員を養成する「初等教育教員養成課程」を置き、初等教育全般にわたり総合的な理解を深め、初等教育教員としての資質を養い、必要な能力を修得させます。また、特定の分野についての専門性を深めるため、学生の履修コースとして、学校教育（3コース）、幼児教育、教科・領域教育（5コース）の各専修・コースを設けています。

所属する専修・コースの決定は、本人の希望と1年次の成績に基づいて、2年次進級時に行います。

学校教育学部

課程名	専修名	コース名	履修分野	専修・コースの学生数	
初等教育教員養成	学校教育	学習臨床		約20人	
		発達臨床	生徒指導総合 学校心理	約14人	
		臨床心理学		約6人	
	幼児教育			約10人	
	教科・領域教育	言語系	国語	語	約25人
			英語	語	
		社会系		約15人	
		自然系	数学	学	約20人
			理科	科	
		芸術系	音楽		約20人
			美術		
		生活・健康系	保健体育		約30人
	技術 家庭				
合計(入学定員)				160人	

特色のある教育課程

- ①「人間教育学関連科目」(人間教育学セミナー、実践的人間理解科目、基礎的人間形成科目)
教育の原点である人間理解を体験的に深めると同時に、その理解を自然・社会・異文化・芸術・生活の各領域の視点から捉えていきます。
- ②「相互コミュニケーション科目」(情報、表現)
子どもの学習活動を、言語・芸術・情報等のメディアを通じた表現やコミュニケーションから理解し、その具体的な支援の方法を学びます。
- ③「ブリッジ科目」(ブリッジ科目Ⅰ、ブリッジ科目Ⅱ)
専門領域に関する、高等学校教育との橋渡し、並びに専門教育への橋渡しをします。
- ④「教育実践科目」(各教科の指導法、ガイダンス、教育実習)
実践的指導力を向上させるため、教職関連の実習関係科目を重視し、各教科に関する指導法、生徒指導の方法を学びます。
- ⑤「専門科目」(専門科目、専門セミナー、実践セミナー)
現代社会の複雑な諸課題に立ち向かうための総合的な問題解決能力、及び教育場面における応用力を養います。
- ⑥「卒業研究」
専修・コースの専門科目に関する修業を集約発展させて、その成果をまとめます。

(平成16年4月1日)
(規 程 第 1 3 号)

改正 平成17年4月13日規程第27号

改正 平成18年2月10日規程第2号

上越教育大学教務委員会規程

(設置)

第1条 国立大学法人上越教育大学教育研究評議会に上越教育大学教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学部及び大学院の教務に関する事項について調査検討することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学部及び大学院の教務に関する事項
- (2) 教育課程の編成及び運営に関する事項
- (3) その他学長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 第一部及び第五部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授（講師を含む。以下同じ。）各2人。ただし、各2人のうち各1人は、教授をもって充てる。
- (3) 第二部及び第三部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授各3人。ただし、各3人のうち各1人は、教授をもって充てる。
- (4) 第四部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授6人。ただし、6人のうち1人は、教授をもって充てる。
- (5) 学務部長
- (6) 教育支援課長
- (7) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第5条 前条第2号から第4号まで及び第7号に掲げる委員は、教育研究評議会の意見を聴いて、学長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第7号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き，学長が指名した副学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き，委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

第7条 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

2 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第8条 委員会は，委員(公務出張を命じられた者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ，議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は，必要があると認めるときは，委員以外の者を委員会に出席させ，意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第10条 委員会は，必要があると認めるときは，専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

(事務の処理)

第11条 委員会に関する事務は，学務部教育支援課において処理する。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は，平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第2号から第4号までの委員のうち，第一部，第二部及び第五部の各1人の委員並びに第三部及び第四部の各2人の委員の任期は，第5条第2項本文の規定にかかわらず，平成17年3月31日までとし，再任を妨げない。

附 則

この規程は，平成17年4月13日から施行する。

附 則

1 この規程は，平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第四部の4人のうち1人の委員の任期は，第5条第2項本文の規定にかかわらず，平成19年3月31日までとし，再任を妨げない。

教育課程の編成方針

〔平成17年5月11日〕
教育研究評議会

1 本学教育課程の編成の基本方針

- (1) 教養教育については、「幅広く深い教養」、「総合的な判断力」、「豊かな人間性」の目的を重視し、その目的に即して専門教育と連携させて授業科目を編成する。
- (2) 各講座等における授業科目の編成に当たっては、新構想の教員養成大学である本学の設置の趣旨及び教育理念を踏まえ、大学設置基準第19条の教育課程の編成方針に従って、在学生の修学上効果的に履修できるように編成するものとする。

注) 各講座等とは、次のものをいう。

- 講座・分野(専修(専攻)・コース・分野等に関する授業科目)
- 教務委員会(学際的な分野に関する授業科目)
- 教育実習委員会(教育実習に関する授業科目)
- 国際交流推進室(海外教育研究に関する授業科目)

2 教育課程の原則

入学時の教育課程は、当該学生が卒業・修了するまで保証するものとする。

3 教育課程の責任体制

上記1及び2に基づき、各講座等で責任をもって運営するものとする。

4 その他

(1) 授業科目の開設等の手続方法

各講座等は、授業科目の開設等(新設、改廃、名称変更等)について教務委員会に提案する。

教務委員会は、各講座等から提案された案を、全学的視点に立って審議するものとする。

- (2) この教育課程の編成方針は大学院の教育課程にも準用するものとする。

付 記

この方針は、平成17年5月11日から施行する。

平成 1 8 年度教育課程に関する取扱い

〔平成17年5月11日〕
第19回教育研究評議会

1 教育課程の原則

- (1) 入学時の教育課程は，当該学生が卒業・修了するまで保証する。
- (2) 教育課程の編成方針に基づき，開設授業科目を編成する。

2 教育課程の変更について

平成 1 8 年度教育課程に係る開設授業科目の変更は，次に掲げる事項について認めるものとし，その変更期限は平成 1 7 年 7 月までとする。

- (1) 養護教諭専修免許状及び栄養教諭専修免許状の課程認定申請に係るもの
- (2) 高等学校教諭一種免許状「情報」の課程認定申請に係るもの
- (3) 指定保育士養成施設学則変更承認申請に係るもの
- (4) その他教育課程の拡充に係るもの

平成19年度教育課程に関する取扱い

〔平成18年6月15日〕
第34回教育研究評議会

1 教育課程の原則

- (1) 入学時の教育課程は、当該学生が卒業・修了するまで保証する。
- (2) 教育課程の編成方針に基づき、開設授業科目を編成する。

2 教育課程の変更について

平成19年度教育課程に係る開設授業科目の変更は、次に掲げる事項について認めるものとする。ただし、指定保育士養成施設の教育課程に係るものは、変更を認めない。

- (1) 「平成19年度における学校教育学部のコース・分野の見直し」及び「平成19年度における大学院学校教育研究科の専攻の見直し」に係るもの
- (2) 中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」に係るもの
- (3) 教育職員免許取得プログラムの改善等に係るもの
- (4) 臨床心理士大学院指定継続申請手続きに係るもの
- (5) 平成18年度年度計画に関する教育課程に係るもの
- (6) その他教育課程の精選に係るもの

3 変更期限について

教育課程の変更期限は、平成18年7月末日までとする。ただし、教員免許課程認定申請等に係る教育課程の変更については、それ以後も認めるものとする。

平成18年度教務委員会に係る開設授業科目の責任体制

平成18年4月20日
第1回教務委員会

平成18年度の学部又は大学院における学際的な分野の開設授業科目については、教育課程の編成方針（平成17年5月11日第19回教育研究評議会）に基づき、開設授業科目の責任体制を明確にし、かつ授業内容の水準の維持等を図るため、次のとおりとする。

1 運営部会の設置

新設授業科目の担当教員審査等の取扱い（平成16年10月13日学長裁定）に基づくとともに、上越教育大学教務委員会規程（平成16年規程第13号）第10条第1項に基づく専門部会として、各運営部会を設置する。

2 設置する運営部会は、別表のとおりとする。なお、学際的な分野の授業科目の位置付けから、必要に応じて運営部会を設置するものとする。

3 運営部会の構成員

- (1) 構成員は、各授業科目担当者、あるいは関係する委員会委員とし、各部会に部会長を置く。
- (2) 各部会長は、教務委員会委員長が指名する。

4 運営部会の所掌事項等

- (1) 授業科目の新設、廃止、名称変更、内容の充実及び授業担当者等を教務委員会に提案する。
- (2) 授業担当者の異動等により開講できない場合や担当者を変更する場合等は、関係する各講座及び分野等と協議の上、教務委員会に提案する。
- (3) 保育士資格運営部会においては、資格希望学生の選考についても所掌する。

5 この責任体制については平成18年度から実施するものとする。

別表（第2項関係）

部 会 名	所 掌 授 業 科 目 等				協 力 して いる 教 員 の 組 織 等	
	授 業 科 目 名	単 位 数, 授 業 方 法 等				年 次
		必 修	選 択	自 由		
フレンドシップ事業 実行委員会 (部 会 長 : 濁 川 明 男)	体験学習	P2			1	学習臨床講座 幼児教育講座 自然系教育講座(理科分野) 芸術系教育講座(音楽分野, 美術分野) 生活・健康系教育講座(保健体育分野, 家庭分野) 学校教育総合研究センター
	ボランティア体験		P1		2	学習臨床講座 学校教育総合研究センター
異文化理解運営部会 (英 語 ・ ド イ ツ 語 関 係 科 目 , 外 国 人 留 学 生 対 象 科 目 及 び 海 外 教 育 研 究 の 科 目 は 除 く 。) (部 会 長 : 齋 藤 九 一)	中国語・中国事情		S2		2	生活・健康系教育講座(技術分野)
	中国語・中国事情			S2	2	
	ロシア語コミュニケーション		S2		1	社会系教育講座
	アメリカ事情		S2		2	
	韓国文化論		S2		2	学校教育総合研究センター
	ラテン語		S2		1	社会系教育講座
	国際交流セミナー		S2		2	学習臨床講座
学芸員・社会教育主 事資格運営部会 (部 会 長 : 大 悟 法 滋)	博物館概論			L2	2	学習臨床講座
	博物館経営・情報論			L2	2	
	博物館資料論			L2	2	社会系教育講座 自然系教育講座(理科分野) 芸術系教育講座(音楽分野, 美術分野)
	博物館実習			P3	3	学習臨床講座
	社会教育計画A		L2		2	生徒指導総合講座
	社会教育計画B		L2		2	
	社会教育演習			S2	3	生徒指導総合講座 学校教育総合研究センター
	社会教育演習			S2	3	生徒指導総合講座
	生涯学習概論A		L2		2	
	生涯学習概論B		L2		2	
	教育工学		L2		3	学校教育総合研究センター
教育本質論		L2		2	生徒指導総合講座	
学校図書館司書教諭 資格運営部会 (部 会 長 : 下 西 善 三 郎)	学校経営と学校図書館			L2	3	生徒指導総合講座
	学校図書館メディアの構成			L2	3	学習臨床講座
	学習指導と学校図書館			L2	3	学習臨床講座 言語系教育講座(国語分野) 自然系教育講座(数学分野)
	読書と豊かな人間性			L2	3	幼児教育講座
	情報メディアの活用			L2	3	学校教育総合研究センター
表現運営部会 (部 会 長 : 加 藤 泰 樹)	表現・人間学基礎論	L1			1	言語系教育講座(国語分野) 生活・健康系教育講座(保健体育分野)
	表現・相互行為教育演習	S1			1	学習臨床講座 芸術系教育講座(音楽分野) 生活・健康系教育講座(保健体育分野)
	表現・状況的教育方法演習	S2			1	芸術系教育講座(音楽分野, 美術分野)
	表現・子ども>の活動	P2			2	芸術系教育講座(音楽分野, 美術分野) 生活・健康系教育講座(保健体育分野)

部 会 名	所 掌 授 業 科 目 等				年 次	協力している教員の組織等
	授 業 科 目 名	単位数, 授業方法等				
		必修	選択	自由		
子どもの学び運営部 会(部会長: 戸北 凱惟)	学習臨床学特論		L1 S1		-	学習臨床講座
子どものこころのケ ア運営部会 (部会長: 田中 敏)	臨床実践援助法		L2		-	心理臨床講座
	学校実践解析法		L2		-	
人間教育学セミナー 運営部会 (部会長: 時得 紀子)	人間教育学セミナー(教職の意 義)	S2			1	各クラス担当教員が担当
教職科目関連運営部 会 (部会長: 川崎 直哉)	総合演習(多文化社会論)		S2		2	全講座等に関係することから教務委員会 委員が担当
	総合演習(メディアから見る社 会～新聞を中心に～)		S2		2	
	総合演習(子どもの心と教育)		S2		2	
	総合演習(ことばと社会)		S2		2	
	総合演習(自然と人間)		S2		2	
	総合演習(自然環境)		S2		2	
	総合演習(芸術社会教育論)		S2		2	
	総合演習(学校と食の教育)		S2		2	
	教育本質論		L2		2	
	比較教育改革史		L2		2	
	比較教育学		L2		2	
	発達臨床思想		L2		2	
	教師・授業文化論		L2		2	
	教育心理学概論		L2		2	
	発達心理学		L2		2	
	児童心理学		L2		2	
	青年心理学		L2		2	
	学習心理学		L2		3	
	幼児・障害児教育原理		L2		2	
	障害児教育概論		L2		1	
	障害児教育概論		L2		2	
	障害児教育概論		L2		3	
	教育と法規		L2		2	
	学校組織論		L2		2	
	教育社会学		L2		2	
	人権と教育行政		L2		4	
	生涯学習概論 A		L2		2	
	生涯学習概論 B		L2		2	
	社会教育計画 A		L2		2	
	社会教育計画 B		L2		2	
	人権・同和教育		L2		2	
	教育課程論(総合的学習を含む。)		L2		1	
臨床教育課程論		L2		1		
道徳の指導法	L2			2		
特別活動論	L2			3		
教育方法学		L2		2		
学力診断論		L2		2		
教育工学		L2		3		

部 会 名	所 掌 授 業 科 目 等				協 力 して いる 教 員 の 組 織 等	
	授 業 科 目 名	単 位 数 , 授 業 方 法 等				年 次
		必 修	選 択	自 由		
教職科目関連運営部 会 (部 会 長 : 川 崎 直 哉)	教育情報基礎演習	S2			1	全講座等に関係することから教務委員会 委員が担当
	教育情報応用演習	S2			2	
	教育情報概論	L1			1	
	情報科学概論	L1			2	
	国語(書写を含む。)	L1・S1			1	
	社会	L2			1	
	算数	L2			1	
	理科	L2			1	
	総合・生活	L2			1	
	音楽	P2			1	
	図画工作	S2			1	
	体育	L1・P1			1	
	家庭	L2			1	
	初等国語科指導法	L1・S1			3	
	初等社会科指導法	L1・S1			3	
	算数科指導法	L1・S1			3	
	初等理科指導法	L1・S1			3	
	総合・生活科指導法	L1・S1			3	
	初等音楽科指導法	S2			3	
	図画工作科指導法	S2			3	
	初等体育科指導法	S2			3	
	初等家庭科指導法	L1・S1			3	
	生徒指導論	L1			2	
	教育実地研究(カウンセリング論)	L2			3	
	進路指導・キャリア教育論	L1			2	
保育士資格運営部 会 (部 会 長 川 崎 直 哉)	社会福祉		L2		2	全講座等に関係することから主に関係する 教務委員会委員が担当
	社会福祉		S2		2	
	子どもの福祉		L2		3	
	教育と保育の原理		L2		3	
	子どもの教育・保育概論		L2		2	
	養護原理		L2		2	
	教育本質論		L2		2	
	子どもの生活と環境		L2		3	
	子どもの発達支援方法論演習		S2		3	
	発達心理学		L2		2	
	教育心理学概論		L2		2	
	保育学		L2		2	
	保育学実習		P1		2	
	乳幼児の健康		L2		3	
	食生活論		S2		2	
	学校健康教育C(小児保健・精神保健を含む。)		L2		4	
	家族関係		L1		2	
	家族関係		L1		3	
	子どもの表現と伝達		L2		3	
	心理学実験		P2		3	
	心理学演習		S2		2	

部 会 名	所 掌 授 業 科 目 等				協 力 して いる 教 員 の 組 織 等	
	授 業 科 目 名	単 位 数 , 授 業 方 法 等				年 次
		必 修	選 択	自 由		
保 育 士 資 格 運 営 部 会 (部 会 長 川 崎 直 哉)	衛 生 学 ・ 公 衆 衛 生 学		L2		2	全 講 座 等 に 関 係 す る こ と か ら 主 に 関 係 す る 教 務 委 員 会 委 員 が 担 当
	食 科 学 A		L2		2	
	子 ど も の 心 理 ・ 発 達 概 論		L2		2	
	子 ど も の 心 理 と 行 動		L2		3	
	保 育 内 容 総 論		S2		2	
	保 育 ・ 音 楽 表 現 の 指 導 法		S2		2	
	保 育 ・ 造 形 表 現 の 指 導 法		S2		2	
	保 育 ・ 言 葉 の 指 導 法		S2		2	
	保 育 ・ 健 康 の 指 導 法		S2		2	
	保 育 ・ 人 間 関 係 の 指 導 法		S2		2	
	保 育 ・ 環 境 の 指 導 法		S2		2	
	家 庭 の 教 育 と 育 児		S2		3	
	障 害 児 保 育		S2		2	
	養 護 内 容		S2		2	
	保 育 の 心 理 と 行 動		S2		2	
	子 ど も の 保 育 ・ 表 現 概 論		L2		2	
	初 等 音 楽 科 指 導 法	S2			3	
	図 画 工 作 科 指 導 法	S2			3	
	初 等 体 育 科 指 導 法	S2			3	
	総 合 ・ 生 活	L2			1	
	音 楽	P2			1	
	図 画 工 作	S2			1	
	ス ポ ー ツ 実 践	P1			1	
	教 育 実 地 研 究 (観 察 ・ 参 加)	L0.5			1	
		P1.5			2	
	幼 稚 園 専 修 教 育 実 習		P2		4	
	音 楽 表 現 の 基 礎		P1		2	
	身 体 表 現 の 基 礎		P1		2	
	幼 児 の 音 楽 的 表 現		L2		3	
	保 育 実 習		P3		2	
保 育 実 習		P2		2		
保 育 実 習		P2		4		
保 育 実 習		P2		4		
総 合 演 習 (子 ど も の 心 と 教 育)		S2		2		

注) 授業科目「人間教育学セミナー(教職の意義)」は、上越教育大学クラス制度及び学生組織要項(平成16年4月1日学長裁定)に基づき運営される。

「協力している教員の組織等」は、平成18年度授業担当者等を表記しており、今後授業科目の運営に際し、授業担当者等の協議により変更する場合がある。

また、教職科目関連運営部会及び保育士資格運営部会は、関係する教員・講座等が多岐に関わっていることから、主に教務委員会委員において担当する。

平成18年 6月21日
第3回教務委員会

平成19年度における学部及び大学院の教育課程の編成方法については、現行の教育課程に則って定めた教育課程の編成方針(平成18年 6月15日第34回教育研究評議会)に基づき、次のとおりと取り扱うものとする。

教育課程の一貫性の保持

1 科目区分ごとの科目内容・科目数

(1) 専修(専攻)・コース間のバランス

必要な科目内容・科目数の開設を各区分毎について確保する。

(2) 免許法等との関係

教育職員免許法等に定められた科目内容・科目数の開設を各区分毎について確保する。この場合、免許科目の拡充のために、全教員が協力する体制を整えるものとする。

2 科目名称

開設する科目の名称については、授業で扱う内容を端的に明示する科目名称を付すよう可能な範囲で努力する。

(1) 副題の扱い

科目の名称に副題を付すのは、その理由が明らかな場合とする。

(2) 「 」, 「 」又は「 A 」, 「 B 」の扱い

同一名称の科目を置かざるを得ない場合、それらの間に時系列的順序を想定している場合には、...を付すこと。

分野的区分を想定している場合にはA, B...を付して区別すること。

(3) 英語表記の扱い

開設する全ての科目について、その名称を日本語表記するとともに、英語表記を添えること。

3 履修方法及び単位数

(1) 履修方法の扱い

必修科目については、全学生を対象とする場合のみとし、選択必修を基本として受講者の選択の幅を確保するように留意すること。

教員免許法上の科目区分により、教員免許に係る必修の科目は、選択必修科目を基本とする。ただし、科目の内容が適切でないと判断される場合は、選択必修に含めないことも可能とするが、受講者の選択の幅を確保するように留意すること。

(2) 単位数の扱い

単位数の扱いについては、2単位を基本とする。ただし、科目の特殊性によりその他の単位数とすることができるものとする。

4 科目の履修年次、開講状況等

(1) 履修年次

学部における科目の標準履修年次については、次に掲げる年次・科目群を基本とし、科目の特殊性に応じて変更できるものとする。なお、大学院における科目については、年次指定をしない。

- ・ 1 年次：教養・基礎的な科目
（人間教育学関連科目，相互コミュニケーション科目，ブリッジ科目）
 - ・ 2 年次：教職関連的な科目
（人間教育学関連科目，相互コミュニケーション科目，ブリッジ科目，教育実践科目）
 - ・ 3 年次：専門教育的な科目
（教育実践科目，専門科目，専門セミナー，実践セミナー）
 - ・ 4 年次：専門教育的な科目
（専門科目，専門セミナー，実践セミナー）
 - ・ 4 年次：卒業研究
- (2) 毎年，隔年，集中の扱い
各科目の開講については，毎年開講を原則とする。ただし，やむを得ない場合は隔年開講とする。
- なお，集中方式による開講については，非常勤講師による場合又は教育効果の観点から集中方式が最適である場合等の特別な場合の措置とする。
- 5 非常勤講師配分時間数
平成19年度の非常勤講師配分時間数は，別に定めるものとする。

授業時間割の編成方法

授業時間割の編成等は，教育支援課が立案し，各講座等と調整して作成する。なお，編成に係る基本的事項は，次のとおりとし，詳細は別に定めるものとする。

- (1) 科目の割り振りは原則として，共通の科目は1，2時限に，専門的科目は3時限以降に割り振るものとする。
- (2) 必修科目（教員免許に係る必修科目を含む。）は，同一時間帯に位置付ける。
- (3) 学部の専門セミナー・実践セミナー及び大学院の実践場面分析演習の科目については，全学共通の時間帯に割り振るものとする。
- (4) 使用教室は前年度の履修者状況（利用形態，利用状況を含む。）を勘案して配当する。なお，履修者が少ない科目は，可能な限り教員研究室等を使用すること。
- (5) 教員採用率向上の観点から，教職講座の開講のため，次の時間帯には学部及び大学院の授業を設定しないものとする。
 - 学部 2 年次：後期の水曜 3 時限帯
 - 学部 3 年次：前期・後期の水曜 3 時限帯
 - 学部 4 年次：前期の水曜 3 時限帯

開設授業科目に関する読み替え措置の取扱い

- 1 開設授業科目の名称変更で授業内容の趣旨・概要に大幅な変更がない場合について，読み替え措置を講ずることができるものとする。
- 2 具体的な扱い
 - (1) 平成18年度以降入学者
新開設授業科目を適用する。
 - (2) 平成17年度以前入学者
教育課程の編成方針の「3 教育課程の原則」を遵守する。
上記 1 に掲げる科目以外の読み替え措置については，必要に応じて個々に審議するものとする。
なお，審議の結果読み替え措置を講じないこととなった当該科目及び「新設」

授業科目については、履修することができるものとし、その科目の修得した単位については、自由科目の単位として取扱い、卒業・修了要件単位には含まないものとする。

上記により修得した単位は、学生に対し教育職員免許法等に係る単位として認定することができる。

開講の仕方等

変更内容	開講の仕方及び読み替え
・新設	当該履修年次になったら開講する。
・名称変更 ・単なる科目分割 ・読み替え可	旧科目の履修年次が終了したら、翌年から新科目の名称等になり、読替えをする。
・履修年次変更 ・履修年次変更 + 名称変更	平成17年度生が卒業するまでは旧科目と新科目の両方を開講する。
・読み替え不可 ・単位数変更	別々の科目となる。(個々に開講する。)
・廃止	平成17年度以前入学生が全員卒業するまで原則として開講する。

補足事項

- 1 教育職員免許取得プログラムに関する緊急対応
 学部学生の入学定員は1学年160人であるが、平成17年度より90人強の教育職員免許取得プログラムの大学院学生が学部授業を受講している。そのため、教員免許に係る必修科目の受講生が急激に増加し、中期目標・中期計画の少人数指導に反する現象が起こっている。

特に、全学必修科目の場合、物理的に収容する教室が足りず、6時限を活用することによって凌いでいるのが現状であり、授業運営における質の問題など教育内容面から危惧されており、来年度以降もほぼ同数の教育職員免許取得プログラムの大学院学生が受講することが予想され、この問題は拡大する。

このため、必修科目(特に教員免許に係る必修科目)の科目数(開講数)を増加させることが急務である。

- 2 学部学生の免許取得希望

学部学生には複数免許を取りたいという希望が強い。また、採用率アップのためにも、大学として最大限に機会を提供したい。しかし、現在の免許科目(特に教員免許に係る必修科目)の時間割配置が、コース毎に行われているため、他のコースの履修を保障していない。

(別添略：カリキュラムワーキングが実施したアンケート結果)

その他

- 1 この教育課程の編成方法に関する取扱いは、基本的に拘束されることを前提に、授業科目の特殊性に基づく運用の可否については、教務委員会において審議する。
- 2 この取扱いに定めるもののほか、教育課程の編成方法に関し必要な事項は、教務委員会が別に定める。

(平成18年3月15日)
(規 程 第 1 6 号)

上越教育大学教員養成カリキュラム委員会規程

(設置)

第1条 国立大学法人上越教育大学教育研究評議会に上越教育大学教員養成カリキュラム委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学校教育学部（以下「学部」という。）及び学校教育研究科（以下「大学院」という。）の教育課程の体系的な編成に関して、改善・充実を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の体系的・計画的な編成に関する事項
- (2) 教育課程の質的水準の向上に関する事項
- (3) その他教育課程に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学長が指名した教授又は助教授（講師を含む。）若干人
- (3) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第5条 前条第2号及び第3号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第8条 委員会は、委員（出張を命じられた者を除く。）の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務の処理)

第11条 委員会に関する事務は、学務部教育支援課において処理する。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

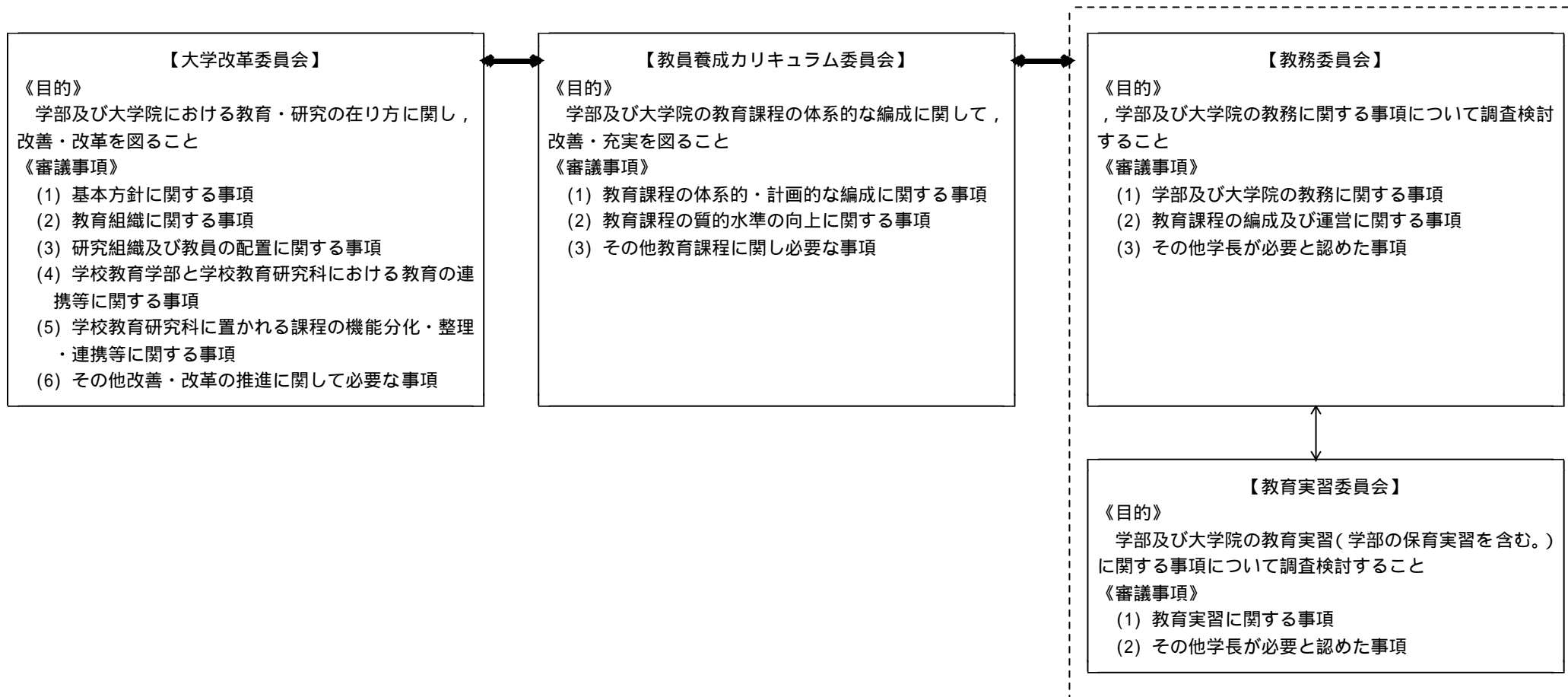
附 則

1 この規程は、平成18年3月15日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとし、再任を妨げない。

教員養成カリキュラム委員会の所掌事項

1 教育研究評議会に置かれる組織



2 教員養成カリキュラム委員会の具体的事項

- 学部における「教職実践演習」の新設
- 教職大学院設置に伴う学校教育研究科(修士課程)及び学校教育学部の見直しによる教育課程の改革
- 教育課程の編成方針(編成方法)の改正
- 中期目標・中期計画(年度計画)の対応
- その他

1 上越教育大学大学院の趣旨・目的

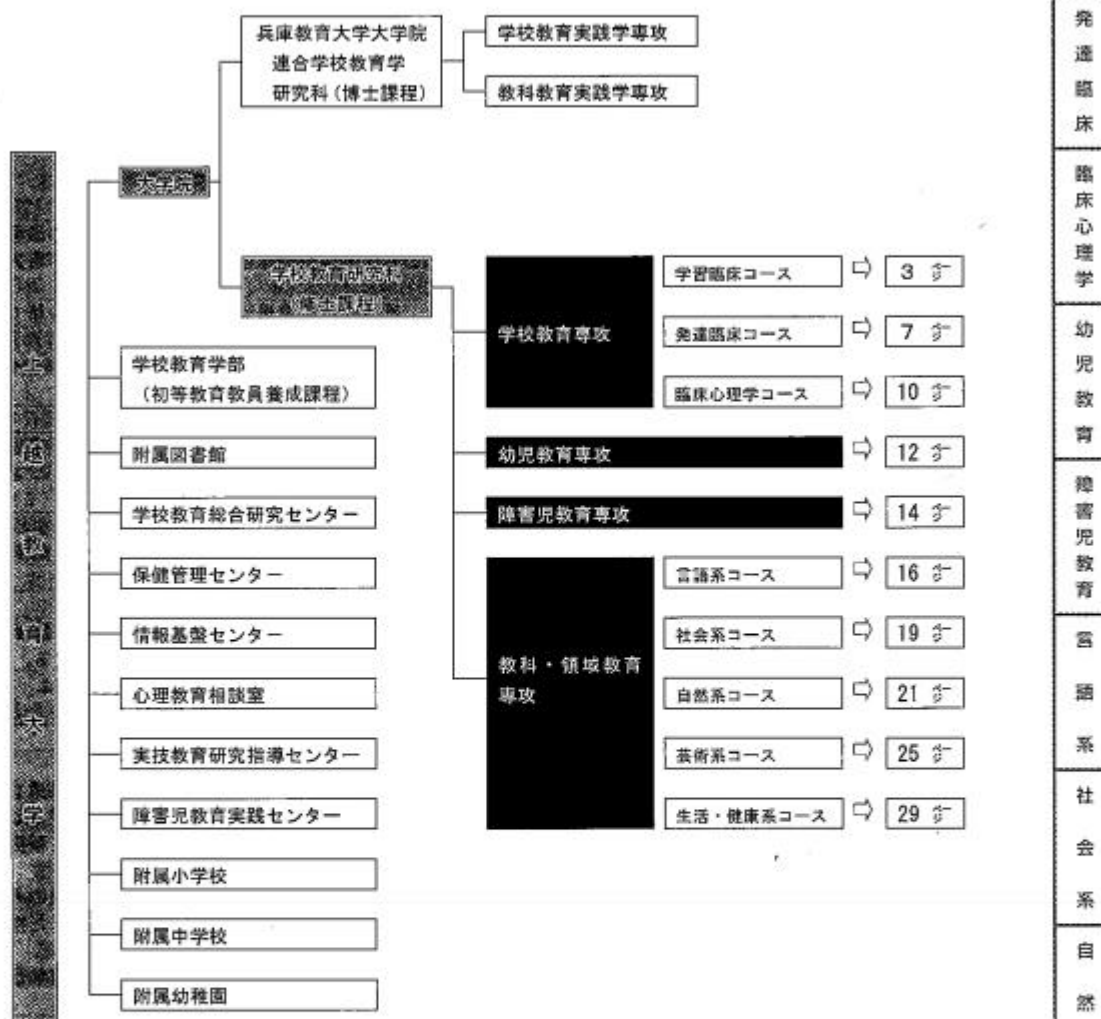
上越教育大学は、新しい理念と構想のもとに、学校教育に関する理論的・実践的な教育研究を推進するため、1978年（昭和53年）10月1日に設置された国立の大学です。教員には教科に関する専門的学力はもちろんのこと、教育者としての使命感、人間愛に支えられた広い一般教養、教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての深い理解、優れた教育技術など専門職としての高度な資質能力が必要です。本学は、これらの要請に応えるため、主として初等中等教育諸学校教員に研究・研鑽の機会を提供する大学院（修士課程）と、初等教育教員の養成を行う学部を備えた、学校教育に関する高度な理論的・実践的な教育研究を推進することを旨とする「教員に開かれた大学院を中心とした新しい大学」として創設されたものです。

大学院（修士課程）は、このような本学の設置趣旨に基づいて、主として、初等中等教育の実践にかかわる高度な総合的・専門的研究能力を育成し、学校教育の場における教育研究の推進者を養成することを目的としています。本学大学院は、このような趣旨から、入学定員の3分の2程度を、初等中等教育諸学校における3年以上の教職経験を有する者を大学院学生に充てることとしています。

1996年（平成8年）4月1日には、本学、兵庫教育大学、鳴門教育大学及び岡山大学を構成大学とする「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）」が、教員養成系大学・学部として初めて設置されました。この大学院（博士課程）は、各構成大学大学院（修士課程）の実績を踏まえて、学校教育における教育活動と教科の教育に関する実践的研究を行い、この分野における研究者と指導者を養成することを目的としています。大学院（博士課程）の設置をもって、上越教育大学は、学部、大学院修士課程と博士課程を擁する、教育総合大学としての体制を整え、今日に至っています。

本学は、これまでの実績を踏まえ、21世紀の教育を担う指導的な人材を育成するために、2000年（平成12年）4月に専攻・コースの再編、専攻別入学定員の変更等の改組を実施し、現在も継続して改革を行っています。改革の基本理念は、新構想の理念を更に発展させ、特に現代の複雑さを増している教育諸問題と諸課題に臨床的に対処できる一層高度な教育研究の推進者を養成し、教育実践研究の両方において、我が国をリードすることのできる基幹的な大学院となることを目指すものです。

2 各専攻・コースの紹介



次頁以降に掲載されている大学院担当教員については、平成18年4月現在で作成されています。
 大学院担当教員の詳細は、本学ホームページ<http://www.juen.ac.jp/>「大学院学校教育研究科—教育研究スタッフ」で公開しています。
 大学院担当教員への問い合わせ方法は、次のとおりです。

電話 : 025-521- (氏名の下の番号)
 電子メール : (氏名の下のアルファベット表記) @juen.ac.jp

平成19年3月までに退職予定の者は担当教員欄に※印を、それ以降から平成20年3月までに退職予定の者は※※印を付しています。

国立大学法人上越教育大学学則（抄）

（平成16年4月1日）
学則第1号

第1章 総則

第1節 法人の目的

（法人の目的）

第1条 国立大学法人上越教育大学（以下「法人」という。）は，上越教育大学（以下「本学」という。）を設置する。

2 法人は，学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき，学校教育に係る諸科学の研究を推進するとともに，教育者としての使命感と教育愛に支えられた豊かな教養，高い学識及び優れた技能を合わせ備えた有為の教育者を養成することを目的とする。

第2節 自己点検・評価，情報の積極的な提供及び教育内容の改善のための組織的な研修等

第1節 組織

（学校教育総合研究センター）

第8条 本学に，学校教育総合研究センターを置く。

2 学校教育総合研究センターに関し必要な事項は，別に定める。

（保健管理センター）

第9条 本学に，保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は，別に定める。

（情報基盤センター）

第10条 本学に，情報基盤センターを置く。

2 情報基盤センターに関し必要な事項は，別に定める。

（心理教育相談室）

第11条 本学に，心理教育相談室を置く。

2 心理教育相談室に関し必要な事項は，別に定める。

（実技教育研究指導センター）

第12条 本学に，実技教育研究指導センターを置く。

2 実技教育研究指導センターに関し必要な事項は，別に定める。

（障害児教育実践センター）

第13条 本学に，障害児教育実践センターを置く。

2 障害児教育実践センターに関し必要な事項は，別に定める。

上越教育大学学校教育総合研究センター規則（抄）

（目的）

第 2 条 学教センターは、学校及び地域社会と連携しながら、学校教育の実践に関する諸課題を把握し、大学教員、現職教員、学生及びその他の関係者と共同して、当該課題に関する臨床的・実践的・開発的研究を推進することによって、学校教育の改善、充実に及び発展に寄与することを目的とする。

上越教育大学保健管理センター規則（抄）

（目的）

第 2 条 保健センターは、上越教育大学における保健管理に関する専門的業務を行い、もって学生、役員及び職員の心身の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

上越教育大学情報基盤センター規則（抄）

（目的）

第 2 条 情報基盤センターは、上越教育大学（以下「本学」という。）が高度情報通信社会の進展に対応し、情報処理基盤を整備するとともに情報セキュリティを確保し、その円滑な管理・運用を図り、教育・研究・学術情報及び事務処理等に資するほか、大学運営に係る情報化を総合的に推進することを目的とする。

上越教育大学心理教育相談室規則（抄）

（目的）

第 2 条 相談室は、心理臨床に関わる相談（以下「相談」という。）に対する社会的要請に応じるとともに、上越教育大学大学院学校教育研究科学校教育専攻臨床心理学コース（以下「臨床心理学コース」という。）の学生等の心理臨床に関わる相談活動（以下「相談活動」という。）に関する教育訓練を行い、もって心理臨床における実践的な教育及びその研究の推進に寄与することを目的とする。

上越教育大学実技教育研究指導センター規則（抄）

（目的）

第 2 条 実技センターは、初等教育における実技教育の在り方の研究及び具体的指導技術の開発を行うとともに、実技教育を企画・運営し、併せて学生の実技指導能力の向上に係る自学自習の場を提供することを目的とする。

上越教育大学障害児教育実践センター規則（抄）

（目的）

第 2 条 障害児センターは、障害児教育における実践的な教育及びその研究の推進を図るとともに、障害児教育諸学校の教員の研修を行うことを目的とする。

国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則（抄）

国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第25条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見（国立大学法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項（国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の経営に関するものを除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- (3) 学則（本法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他上越教育大学の教育研究に関する重要事項

（組織）

第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる者（以下「評議員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名した理事1人
- (3) 学長が指名した副学長2人
- (4) 附属図書館長
- (5) 学部主事
- (6) 学長が指名した附属学校長1人
- (7) 学長が指名した教授若干人
- (8) 学長が指名した事務系職員若干人

（任期等）

第4条 前条第7号及び第8号に掲げる評議員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の評議員は、再任することができる。

（議長等）

第5条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究評議会を招集し、これを主宰する。

3 学長は、委員の3分の1以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名する理事が、その職務を代行する。

(議案の提出)

第6条 教育研究評議会への議案の提出は、学長が行う。

(定足数及び議決数)

第7条 教育研究評議会は、評議員(公務出張を命ぜられた者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、評議員以外の者を教育研究評議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門委員会の設置)

第9条 教育研究評議会は、その所掌事項を専門的に調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 教育研究評議会が必要と認めるときは、前項に規定する専門委員会に教育研究評議会の評議員以外の職員を加えることができる。

(事務の処理)

第10条 教育研究評議会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(細則)

第11条 この規則に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、教育研究評議会が別に定める。

国立大学法人法(抄)

国立大学法人法(抄)

(教育研究評議会)

第21条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事

三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者

四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員

3 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

一 中期目標についての意見に関する事項(前条第四項第一号に掲げる事項を除く。)

二 中期計画及び年度計画に関する事項(前条第四項第二号に掲げる事項を除く。)

三 学則(国立大学法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

四 教員人事に関する事項

五 教育課程の編成に関する方針に係る事項

六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

九 その他国立大学の教育研究に関する重要事項

4 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

5 議長は、教育研究評議会を主宰する。

国立大学法人上越教育大学学則（抄）

国立大学法人上越教育大学学則（抄）

（教育研究評議会）

第25条 法人に、教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

上越教育大学教授会規則（抄）

上越教育大学教授会規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第27条第2項の規定に基づき、上越教育大学教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 上越教育大学（以下「本学」という。）の学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (2) 教員の選考等に関する事項
- (3) その他本学の教育又は研究に関する重要事項

（組織）

第3条 教授会は、次の各号に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 教授
- (4) 助教授
- (5) 講師
- (6) 助手

（議長等）

第4条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

- 2 学長は、構成員（公務出張を命じられた者及び休職中の者を除く。以下同じ。）の3分の1以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 学長に事故があるとき又は学長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名する副学長が、その職務を代行する。

（議案の提出）

第5条 教授会への議案の提出は、学長が行う。

（定足数及び議決数）

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、第2条第2号に規定する事項の議決については、出席した構成員の3分の2以上とする。

（事務局長等の出席）

第7条 事務局長（事務局長に事故があるときは、その代理者）は、教授会に出席し、議長の求めに応じ議事について意見を述べることができる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、関係の職員を教授会又は次条に規定する委員会等に出席させ意見を述べさせることができる。

（専門委員会の設置）

第8条 教授会は、その所掌事項を専門的に調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 教授会が必要と認めるときは、前項に規定する専門委員会に教授会の構成員以外の職員を加えることができる。

(事務の処理)

第9条 教授会の事務は、総務部総務課において処理する。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

学校教育法(抄)

学校教育法(抄)

第59条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

2 教授会の組織には、助教授その他の職員を加えることができる。

国立大学法人上越教育大学学則(抄)

国立大学法人上越教育大学学則(抄)

(教授会)

第27条 本学の教員の選考並びに教育又は研究に関する事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(平成16年4月1日)
規則第3号

国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第25条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項（国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の経営に関するものを除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- (3) 学則（本法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他上越教育大学の教育研究に関する重要事項

(組織)

第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる者（以下「評議員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名した理事1人
- (3) 学長が指名した副学長2人
- (4) 附属図書館長
- (5) 学部主事
- (6) 学長が指名した附属学校長1人
- (7) 学長が指名した教授若干人
- (8) 学長が指名した事務系職員若干人

(任期等)

第4条 前条第7号及び第8号に掲げる評議員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場

合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の評議員は、再任することができる。

(議長等)

第5条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究評議会を招集し、これを主宰する。

3 学長は、委員の3分の1以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名する理事が、その職務を代行する。

(議案の提出)

第6条 教育研究評議会への議案の提出は、学長が行う。

(定足数及び議決数)

第7条 教育研究評議会は、評議員(公務出張を命ぜられた者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、評議員以外の者を教育研究評議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門委員会の設置)

第9条 教育研究評議会は、その所掌事項を専門的に調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 教育研究評議会が必要と認めるときは、前項に規定する専門委員会に教育研究評議会の評議員以外の職員を加えることができる。

(事務の処理)

第10条 教育研究評議会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(細則)

第11条 この規則に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、教育研究評議会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に指名された第3条第7号及び第8号に規定する評議員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとし、再任を妨げない。